

契約監視委員会（第 35 回）議事概要

開催日時	令和 5 年 1 月 16 日（月）午前 9 時 55 分～午後 0 時 30 分	
場 所	衆議院第二別館 5 階 会計課入札室	
委 員	委員長 栗国 正樹（公認会計士・税理士） 委 員 川端 義雄（株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 アドバイザリー） 委 員 山崎 愛子（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで	
抽出案件	3 件（合計）	
一般競争	2 件	契約件名 複合機等の賃貸借及び保守業務一式 契約相手方 富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 契約金額 45,284,656 円 契約締結日 令和 4 年 5 月 31 日
		契約件名 一斉連絡用構内交換設備改修工事 契約相手方 沖電気工業株式会社 契約金額 107,800,000 円 契約締結日 令和 4 年 7 月 11 日
随意契約	1 件	契約件名 令和 4 年度衆議院事務局情報化統括責任者（CIO）補佐官業務 契約相手方 株式会社ブレインワークス 契約金額 17,952,000 円 契約締結日 令和 4 年 4 月 1 日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問合せ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回答
<p>[案件1]</p> <p>契約件名 複合機等の賃貸借及び保守業務一式</p> <p>契約相手方 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社</p> <p>契約金額 45,284,656 円</p> <p>契約締結日 令和4年5月31日</p> <p>・ 予定価格について、賃貸借部分の料金と保守業務部分の料金を足していると考えられるが、保守業務部分は想定使用カウント数に単価を掛けて算出しているのか。</p> <p>・ 仕様書に、使用カウント数については「オンラインを使用しての確認も可能とする。」との記載があるが、当該機器は外部との通信機能を有しているか。</p> <p>・ セキュリティの定めについて仕様書に記載がないが、どのような手当をしているか。</p> <p>・ 予定価格と落札金額の差が非常に大きい、どのように考えているか。</p> <p>・ 仕様書に「契約物品はすべて新品であること。なお、オーバーホールを行い、借入期間中、メーカーが新品同等の品質保証をする再生機の納入も可能とする。」とあるが、再生機は納入されているか。また、納入されている場合、再生機であるため製品寿命が短く、契約期間内に機器を取り換えることはあり得るか。</p> <p>(意見)</p> <p>・ 落札率が低いため、予定価格決定過程の再検討をお願いしたい。</p> <p>・ カウント数オンライン確認についての内容が含まれていることからセキュリティ面について仕様書に明記した方がよいのではないか。</p>	<p>・ ご理解のとおりである。</p> <p>・ FAX機能を有している機器はあるが、コピー機能の部分は外部との通信機能は有していない。</p> <p>・ 本仕様書はコピー機の賃貸借に関する内容を定めるものである。機器の設置時にはシステム担当部署と業者との間で密接に協議が行われており問題ない。</p> <p>・ 予定価格作成に当たり、コロナ禍の影響等を適切に見通せていなかったものと思料している。</p> <p>・ 全て再生機である。新品同然の製品を納入することとなっているため、機器の寿命による交換は想定していない。ただ、使用中にトラブルがあった場合は、保守による修理、交換を行うことはあり得る。</p>

意見・質問	回 答
<p>〔案件 2〕</p> <p>契約件名 一斉連絡用構内交換設備改修 工事</p> <p>契約相手方 沖電気工業株式会社</p> <p>契約金額 107,800,000 円</p> <p>契約締結日 令和 4 年 7 月 11 日</p> <p>・総合評価落札方式（施工能力評価型）であるが、契約相手方以外は予定価格範囲外であるため、実質は 1 者入札になっており、施工能力評価の部分が全く活かされていないのではないか。</p> <p>・予定価格作成に当たり 4 者に参考見積を依頼し、結果的に契約相手方以外は対応不可であったとのことだが、その時点で競争性はかなり低下していると考えられる。緊急時の一斉連絡をこのような交換機で行うことがすでに時代遅れである可能性はないか。警備及び委員室の一斉連絡に当該機器を使用すること自体に関する検討はしているか。</p> <p>・当該設備は 15～20 年後の交換を想定しているとの説明があったが、現時点においても警備の仕組みとしては新しくないところ、15 年使うとなると相当時代に合わないものになってしまうのではないか。</p> <p>・工期が 553 日間であり長く思われるが、なぜか。</p> <p>（意見）</p> <p>・総合評価であるが入札価格の影響が大きい落札方式であるため、施工能力評価のウェイトを上げるような施策を検討した方がよいのではないか。</p> <p>・古い仕組みを使用していることにより最新技術を利用した効率化ができていない可能性があるため、設備の在り方について検討した</p>	<p>・結果として 1 者入札となっている点については、ご指摘のとおりである。</p> <p>・時代遅れであるか否かは、わかりかねる。当該設備の使用部署である警務部においては、その他 LTE 等の無線や汎用品等を使用しており、それが使用不可となった場合に備え二重三重のセキュリティ連絡の方式を整えていると聞いている。その上で、当該設備の更新要求があったところである。</p> <p>・担当部署より、緊急時等の一斉連絡は電話にて行いたいという強い要望があり、キャリア依存しない確実性、故障時は職員において補修可能である点も踏まえ、旧態依然ではあるが当該設備を上回るものが無いというのが現状である。</p> <p>・ソフトの開発にある程度の期間が必要であること、範囲が国会全域であること、また半導体不足の影響を勘案しつつ、これまでの改修の経験を生かして工期を決定した。</p>

意見・質問	回 答
<p>方がよいのではないか。</p> <p>・仕様の決定にあたり新しい仕組みを導入するために参議院へのヒアリングや外部有識者への相談を検討した方がよいのではないか。</p>	
<p>〔案件 3〕</p> <p>契約件名 令和 4 年度衆議院事務局情報化統括責任者 (CIO) 補佐官業務</p> <p>契約相手方 株式会社ブレインワークス</p> <p>契約金額 17,952,000 円</p> <p>契約締結日 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>・ 行政府はデジタル庁の創設により C I O 補佐官を廃止する流れもある中、衆議院は、今後についても含めてどのように考えているか。</p> <p>・ 「特定の 1 名」に勤務させる内容であるが、当該個人との雇用契約ではなく会社との契約としているのはなぜか。</p> <p>・ 業務体制について仕様書には、原則として週 2 日、時間外の対応はないが必要と判断した場合は協議の上対応を行うこと、業務実施日数は 102 日を予定しているが変更もあり得る、とあるが、事実上は青天井ということにはならないか。また逆に、週 2 日の勤務日数で足りるのか。</p> <p>・ 仕様書に、特定の 1 名と会社との雇用形態に関する定めがないが、例えば委託契約となってもいいのか。またその場合、不適切な者が紛れ込む可能性が懸念されるところである。</p> <p>(意見)</p> <p>・ C I O 補佐官個人ではなく受託会社との契約となっているが会社と個人の関係についても要求内容に明記する方がよいのではないか。</p>	<p>・ 立法府は行政府の仕組みの範囲外であるため、従前からの C I O という流れを汲んで現在に至る。当面は、C I O 及び C I O 補佐官という制度を踏襲するものと考えている。</p> <p>・ 会社との契約とすることで、当該個人が何らかの理由により長期休業せざるを得なくなった場合等において、会社の業務として責任を持って当該業務を遂行させるためである。</p> <p>・ 基本的に、原則としている勤務日数、勤務時間を超えることはない。ただし、緊急の事態に備えて、「必要と判断した場合は」時間外の対応を行うこととしている。なお、時間外対応や予定業務日数超過の場合も契約金額に含まれている。また、業務状況と予算を勘案し、週 2 日としている。</p> <p>・ C I O 補佐官候補者の経歴等の関係書類を提出させており、また、企画競争選定委員会の場合において対面のヒアリングを行い決定しているため、不適切と思われる点があれば選定過程で確認することとなる。</p>

意見・質問	回 答
・企画競争参加者が少ないため競争性を確保する契約内容とする必要があるのではないか。	